

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年10月25日

支出負担行為担当官

国立感染症研究所総務部長 中平 純一

### 1 工事概要

- (1) 工事名 国立感染症研究所戸山庁舎管理棟3階改修工事
- (2) 工事場所 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所戸山庁舎
- (3) 工事内容 国立感染症研究所戸山庁舎管理棟3階の改修
- (4) 工期 契約締結日翌日から令和6年12月20日まで
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記載すること。本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」及び「施工計画（簡易な施工計画）」について記述した、競争参加資格等関係書類を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型I型）の工事である。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）」の工事成績評価点を競争参加資格や評価対象とする。詳細は入札説明書による。
- (8) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格により、関東・甲信越地域における「建築一式」において「A」又は「B」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成 20 年度以降に、元請として完成・引渡が完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）なお、当該施工実績が厚生労働省発注の工事又は工事成績相互利用対象工事のうち 500 万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合はこの限りではない。

・S 造、SRC 造又は RC 造、1 棟で延べ面積 900 m<sup>2</sup>以上の専門的教育・研究施設の新築又は改修工事

（５）次に示す事項に対する施工計画（簡易な施工計画）が適正であること。

・「国立感染症研究所戸山庁舎管理棟 3 階改修工事において、品質を確保するための着眼点と施工方法」に係る施工計画

（６）次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1 級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

② 平成 20 年度以降に、上記（４）に掲げる完成・引渡が完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち、500 万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合にはこの限りではない。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④ 配置予定の監理技術者と競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料申請書受付日以前に 3 ヶ月以上継続していること。

（７）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（９）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

（１０）関東・甲信越地域内に本店、支店その他の営業所が所在すること。

（１１）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（１２）次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③ 船員保険

④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

- (13) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (14) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (15) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
  - ・資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - ・経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

### 3 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の仕組

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点30点（以下（2）に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

#### (2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 施工計画（簡易な施工計画）に関する事項
- (イ) 企業の技術力に関する事項
- (ウ) 技術者の能力に関する事項
- (エ) 地域貢献度に関する事項
- (オ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- (カ) 賃金引き上げの推進に関する指標

#### (3) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の上記3（2）による評価項目（評価指標）を評価し、

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$$

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- ①入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ②提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

- (4) 上記3（3）において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1  
国立感染症研究所総務部会計課施設管理室施設係  
電話 03-4582-2638

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年10月26日（木）から令和5年11月20日（月）までの土日祝祭日を除く9時から17時までの間、上記（1）の場所において配布する。

なお、図面については、電子メールで送付するため、入札説明書において定める様式により上記期間内に申し出ること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和5年10月26日(木)9時から令和5年11月20日(月)17時(土日祝祭日を除く)まで。上記4(1)の場所において持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出すること。

なお、希望する場合は積算数量参考書を電子媒体にて交付する。

(4) 入札書の提出期限、場所並びに提出方法

入札書は、令和5年12月7日(木)9時30分までに、紙により持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。郵送先は4(1)に同じ。

(5) 開札の日時及び場所

令和5年12月7日(木)10時00分、国立感染症研究所感染研第三会議室において行う。

## 5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金 免除。

(イ) 契約保証金 免除。ただし、公共工事履行保証証券(契約不適合を保証する特約を付したのものに限る。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

(ア) 公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(イ) 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(ウ) 支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記1(5)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価点の最も高い者を落札者とする可能性がある。

(5) 配置予定監理技術者又は主任技術者の確認

落札者決定後、配置予定の監理技術者又は主任技術者を配置しない事実が確認された場合、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもって契約する場合には、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記4 (1) に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4 (3) により申請書及び資料を提出(上記2 (2)に係る資料を除く。) することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は、入札説明書による。